

## 「雲室上人生祠碑」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
上尾〇二	雲室上人生祠碑頌	和氣行蔵 模・市川芳雄	和氣行蔵 模・市川芳雄	和氣行蔵 模・市川芳雄

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
大塚裕康	一八二三・文政六 再・一九七〇・昭和四五	宮本町	氷川鋏神社	

### 一. はじめに

本石碑は、聚正義塾を建てるなど、上尾郷の文化教育に多大な貢献をした雲室上人について、その生前に神として祀った生祠の碑である。雲室がその設立に寄与した聚正義塾に關わって、菅公と朱文公を祀る二賢堂が建てられたが、そのことを記した「上尾郷二賢堂碑記」（文政五年建碑）と。ヘアのものといえる。

なお、本碑は、文政六年に建てられたが、摩滅が激しかったのだろう、昭和四十五年に至って模刻され、再建された。現存するのは、この再建碑。

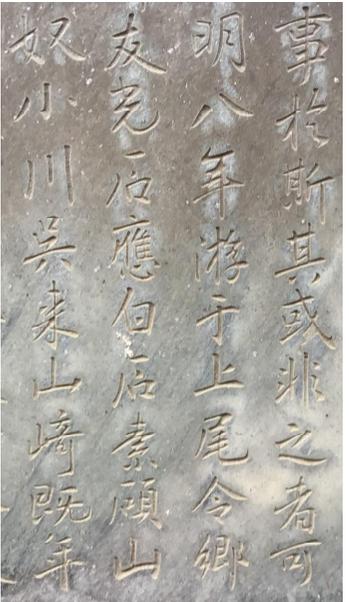
○写真1 石碑正面



○写真二 篆額



○写真三 「碑記」部分



二. 翻刻並に訳注

■翻刻

(正面)

◎題額 (篆書体)

雲室  
上人  
生祠  
碑頌

◎碑記（楷書だが、やや早書き風で、行書に近い）

雲室上人名鴻漸字元儀信之飯山之人也寶曆三年癸酉三月五日誕于一向門徒光蓮寺是則武田信豐之子匠善所創而上人其十一生上人欲以剛堅之質徧窮諸典也年十七出于江都學宇子迪翁之門三年翁沒矣退而以為吾□□□邦天正以來伊洛之流日滋盛行則昇平之化不得不關乎斯也然則今之讀書者誰不從事於斯其或非之者可謂妨化之民耳遂游于林祭酒正良公之塾云天明八年游于上尾令鄉生山崎碩茂為同學而後與碩茂及鄉人林豐峰友光石應白石素碩山口其道細井義路井上常章羨濃部羨貫小松木奴小川吳来山崎既年林篤小川士慎山崎興清水清英清水直匠高橋茂之僧壽海大崎八及山崎守禮等謀建義學以教子弟事見於去年所建二賢堂碑記當寬政中住於江都西窪光明寺改名了軌字公範過年七旬託教肆乎法嗣證存遂隱居焉去年壬午再游于上尾而大喜此鄉益興於學矣於是鄉人謀報其德為建生祠而請余為之頌夫上人余父執而又喜其崇儒術之德及於物故不辭其需乃為頌曰

祁祁郷子向孝無貳上人之篤永錫爾類

文政癸未四月望 江都 和氣行藏撰并書及篆額

昭和四十五年庚戌四月上浣 光苑市川芳雄臨摹

落款

石工 大塚 裕康

\*落款(篆書体)

市川  
芳印

光  
苑

注…茅原の旧碑の拓本では、和氣の記事（「文政癸未……」）の末尾に、落款が見える（判読不可）。おそらく和氣のものだろうが、再建碑では省かれている。

\*異体字等

- 門 門。
- 正 正。
- 所 所。
- 從 從。
- 崎 崎。
- 光 光。
- 美 美。
- 於 於。
- 隱 隱。
- 此 此。
- 孝 學。
- 臨 臨。

\*空格

・四行目「吾」と「国」の間に三文字分の空格有り。

\*追記

・最後の二行（「昭和……」「石工……」）は旧碑にはなく、再建した際に付け加えられたもの（茅原の拓本や、埼玉県教育史などの翻刻にはない）。

■ 訳注

● 本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

◎ 碑記

雲室上人、名鴻漸、字元儀。信之飯山之人也。寶曆三年癸酉三月五日、誕于一向門徒光蓮寺。是則武田信豐之子正善所創、而上人其十一生。上人欲以剛堅之質、徧窮諸典也。年十七、出于江都、學宇子迪翁之門。三年、翁没矣。

退而以爲、吾邦天正以來、伊洛之流、日滋盛行。則昇平之化、不得不關乎斯也。

然則今之讀書者、誰不從事於斯。

其或非之者、可謂妨化之民耳。

遂游于林祭酒正良公之塾云。

天明八年、游于上尾。

令鄉生山崎碩茂、爲同學。

而後與碩茂、及鄉人林豊峰、友光石應、白石素碩、山口其道、細井義路、井上常章、美濃部美貫、小松木奴、小川呉來、山崎既年、林篤、小川士愼、山崎興、清水清英、清水直正、高橋茂之、僧壽海、大崎八、及山崎守禮等、謀、建義學、以教子弟。

事見於去年所建、二賢堂碑記。

當寬政中、住於江都西窪光明寺。

改名了軌字公範。

過年七旬、託教肆乎法嗣證存、遂隱居焉。

去年壬午、再游于上尾。

而大喜此鄉、益興於學矣。

於是鄉人謀、報其德、爲建生祠。

而請余爲之頌。

夫上人余父執。

而又喜其崇儒術之德、及於物。

故不辭其需。

乃爲頌曰

祁祁鄉子、向學無貳。

上人之篤、永錫爾類。

文政癸未四月望、江都和氣行藏撰并書及篆額。

昭和四十五年庚戌四月上浣、光苑市川芳雄臨摹。

石工大塚裕康。

落款

◎ 落款

市川印  
光苑

● 訓詁

◎ 題額

雲室上人生祠之碑

◎ 碑記

雲室上人、名は鴻漸、字は元儀。信の飯山の人なり。  
寶曆三年癸酉三月五日、一向門徒光蓮寺に誕うまる。  
是れ則ち武田信豊の子、正善の創るところなり。而して上人は其の十一生なり。  
上人、剛堅の質を以て、あまね徧く諸典を窮めんと欲す。  
年十七にして、江都に出で、宇子迪翁の門に學ぶ。

三年にして、翁没す。

退きて以爲らく、吾が邦は、天正以來、伊洛の流、日にま滋々盛行す。  
則ち昇平の化、斯これに關せざるを得ざるなり。

然れば則ち今の書を讀む者、誰か斯に従事せざらん。

其れ或ひは之を非とする者は、化を妨ぐるの民と謂ふべきのみ、と。

遂に林祭酒正良公の塾に游ぶと云。

天明八年、上尾に游ぶ。

郷生山崎碩茂をして、同學となさしむ。

而後、碩茂、及び郷人林豊峰、友光石應、白石素碩、山口其道、細井義路、井上常章、  
美濃部美貫、小松木奴、小川呉來、山崎既年、林篤、小川士慎、山崎興、清水清英、清  
水直正、高橋茂之、僧壽海、大崎八、及び山崎守禮等と謀り、義學を建て、以て子弟に  
教へんとす。

事は去年建てし所の、二賢堂碑記に見ゆ。

寛政中に當り、江都西窪の光明寺に住たり。

名を了軌、字を公範と改む。

年を過ぐること七旬、教肆を法嗣證存に託し、遂に隱居す。

去年壬午、再び上尾に游ぶ。

而して大いに喜ぶ、此の郷の益々學に興るを。

是において郷人謀り、其の德に報いんがために生祠を建てんとす。

而して余に之が頌をつくるを請ふ。

夫れ上人は余が父の執なり。

而して又た其の儒術を崇ぶの德の物に及ぶを喜ぶ。

故に其の需もとめを辭せず。

乃ち頌をつくりて曰く、

祁き祁きたる郷子、學に向かひて貳そむく無し。

上人の篤、永く爾たまに類たに錫たまふ。

文政癸未四月望、江都の和氣行蔵撰し、并せて書し、及び篆額。  
昭和四十五年庚戌四月上浣、光苑市川芳雄臨摹す。落款  
石工大塚裕康。

### ●人物

○雲室上人 宝暦七（一七五七）年から文政十（一八二七）年。信濃国飯山の浄土真宗光蓮寺に生まれる。江戸へ出て儒学者宇佐美瀧水に学ぶ。のち京都の本願寺で仏道修行を行うが、やがて再び江戸へ出て大学頭の林家に出入りして、朱子学を修める。本碑文にもあるが、天明八年に上尾へ来訪し、聚正義塾の開設と二賢堂の建立に力があつた。寛政三年には、江戸の光明寺の住持となり、以後はそこを拠点に仏道活動の傍ら、漢詩や絵画を多く生み出した。聚正義塾開設から三十数年ののち、「二賢堂碑」と「雲室生祠碑」が建てられ、その五年後に七十五歳で没した。

○武田信豊 天文十八（一五四九）年から天正十年（一五八二）年。武田信玄の同母弟である信繁の次男。長男が早逝したため、家督を嗣ぐ。信玄・勝頼の麾下で武将として活躍したが、武田家が織田信長に滅ぼされるときに、信豊も自害して家は消滅した。

○正善 信豊の孫。武田家滅亡の後、信州塩崎の康楽寺に落ち延びて僧侶となった。光蓮寺の名をもらい、飯山に落ち着いて寺院を開いた。正善から十八世が恵随で、その子が雲室である。

○宇子迪翁 宇佐美瀧水しんすい。宝永七（一七一〇）年から安永五（一七七六）年。諱は恵。字は子迪。通称は恵助。号は瀧水。上総国夷隅郡の人。十七歳で江戸へ出て、荻生徂徠に入門。徂徠の説に傾倒し、その没後、徂徠の遺著の刊行に尽力した。晩年は松江藩儒となつた。雲室が学んだのは、松江藩儒時代。

○林祭酒正良公 林鳳潭。宝暦十一（一七六一）年から天明七（一七八七）年。諱は信徴、字は子明、号は鳳潭。親族が付ける諡である私諡が、正良先生。林家第五代林鳳谷の孫。鳳谷が天明五（一七八五）年になくなると、その嫡子龍潭は既になくなっていたため、龍潭の嫡男である鳳潭が六代となつた。しかし、鳳潭は、大学頭就任二年後の天明七年に死去した。本碑文や雲室の資料では扁額の揮毫者として正良の名があるが、雲室が上尾に赴いた天明八年には、正良は既に鬼籍に入っている。

○山崎碩茂 通称、武平治。墓石に「文政九年、六十三歳で没」とあれば、生没年は、宝暦十二（一七六四）年から文政九（一八二六）年、上尾でかめ屋という旅人宿を生業とした旧家。学問好きで、江戸へ出て、石井七蔵に学んだこともあつたが、郷里に帰り家業を継いだ。かたわら地域の子弟の教育に力を注ぐなど、地域の名家であつた。聚正義塾を建てたのは二十五歳のときで、「上尾郷二賢堂碑記」の建立は五十九歳のとき。

○林豊峰以下十八名 不詳。上尾郷及び近在の有力者であろう。

○山崎守禮 山崎碩茂の子。江戸へ修行に出たことがあるほど、学問ができたらしい。  
○法嗣證存 法嗣は、寺の跡取り。雲室の次子で、証存は法諱。長子や弟たちが夭逝したこともあり、光明寺を継ぐ。学問も絵画にも秀でていたようで、聚正義塾で教えたこともあつた。慶応二（一八六六）年没。渡辺刀水は享年七十位だろうとする。そうであれば、生年は、寛政九（一七九七）年となる。

○和氣行蔵 和氣柳斎。安永六（一七七七）年から嘉永六（一八五三）年。諱が行蔵、字

は大道、通称は行三、号は柳斎や尚古人等。江戸の人。葛西因是に学び、江戸築地で塾を開いた。文政天保のころ上総一宮藩の藩儒をつとめた。

○市川芳雄 不詳。

○大塚裕康 大塚石材加工商（現株式会社大塚）の創立者。昭和十三年に加工商を創設、堂二十八年に有限会社に、同三十五年に大塚石材工業株式会社に改組。それとともに裕康は会長となる。

### ●注

○生祠 生存している人を神として祭る祠。

○信 信濃国。

○寶曆三年 西曆一七五三年。

○上人其十一生 現存の寺伝によれば、雲室は十九世となる。

○剛堅 身体が強くてたくましいこと。上人が記した「雲室隨筆」によれば、上人は生来虚弱體質で、少年時代はほとんど布団の上で起座していた。同年代のものが学問修業をするのをうらやましく思ったが、両親は体のことを心配して決して許さなかったという。碑文で「剛健之質」というのは、身体的には虚弱であったが、気持ち・志が剛健であったというのか。

○諸典 仏典以外の典籍学問を言う。

○年十七出于江都 江都は、江戸。渡辺刀水は、その世卒年と遊学の年が安永二年であることから、雲室の江戸遊学は、本碑や「雲室隨筆」では十七歳のこととしているが、実際は二十一歳のことだろうとする。これに従う。江戸遊学は、両親の許しを得られないことなので、善光寺参りをするとの口実で家を辞している。

○學宇子迪翁之門 「雲室隨筆」によれば、宇佐美に師事したのは、たまたま紹介する人があったからであり、宇佐美の専門である古文辞学（徂徠学）を学びたかっただけではないようである。

○三年翁没矣 宇佐美の没年は安永五年で、雲室の入門の三年後である。なお、雲室は安永二年からずっと江戸にいたわけではなく、同四年には一旦帰郷しており、師匠の死は、遠く離れた飯山で知ったことになる。

○退而以爲 「退」は後退やランクを下げるのではなく、「一旦立ち止まって」「根本に立ち返って改めて」くらいの意味。古文辞学の宇佐美に学んでいたが、自らが学ぶべき道を改めて考えてみた。

○天正 西曆一五七三年から一五九二年。織田信長や豊臣秀吉の治世にあたる。ここで「以来」というのは、「その時代を含めた以来」ではなく「その時代の後の以来」である。すなわち、天正の次の文禄慶長以来。藤原惺窩が徳川家康に儒学を講じており、それ以来ということだろう。

○伊洛之流 伊洛は、洛陽周辺を流れる伊水と洛水。北宋の儒学者程明道伊川兄弟がこのあたりを根拠地として活動していたことから、宋学（程朱学）を伊洛の学という。

○昇平 太平に向かう世。また太平の世。

○斯 代名詞で朱子学を指すが、あるいは「斯文（孔子の教え）」の意味が込められているかもしれない。

○ 讀書者 学問をするもの。

○ 妨化之民 妨化は、熟語はないが、教化を妨害するだろう。民は、やから。この間の雲室の朱子学尊重と異学への激烈な批判は、雲室の本当の気持ちだったのか、碑文撰者の和気柳斎のバイアスがかかっているのか、判然としない。

○ 郷生 生は読書人（学ぶ者）の意味。熟語はないが、地域の知識人。

○ 同學 同門。同門のものとみなして教授した、ということだろう。

○ 寛政 西暦一七八九年から一八〇一年。雲室の光明寺入りは、寛政四（一七九二）年と伝える。雲室四十歳前後。

○ 西窪光明寺 現、港区神谷町。天台僧了栄開基と伝える。一説には建長二（一二五〇）年、常楽寺として霞ヶ関の地に創建。嘉禄二（一二二六）年に親鸞の教化により浄土真宗に改宗。慶長九（一六〇四）年、西久保に移転。明和九（一七七二）年、明和の大火による焼死者を偲び、二十四世証山が、「焼死人の墓」を建立。寛政四年に雲室が二十六世として入寺。境内に市川鶴鳴（元文五（一七九五）年〜寛政七（一七九五）年）の墓があるが、彼は雲室と知己であったという。

○ 改名了軌字公範 光明寺主としての名は、証範、のち証逐。

○ 過年七句 一句は十年。七句では七十年となってしまう。ここは二句もしくは三句を誤写したのだろう。二句であれば、雲室の隠居は文化九（一八一二）年となり、雲室六十歳、証存十五歳。三句であれば、雲室の隠居は、文政五年で、雲室七十歳、証存二十五歳となる。

○ 教肆 肆は、肆いであろう。意味は習う。教肆は、教え習わず、またその役割や場所。ここでは仏法を教授する光明寺の住持を指す。

○ 法嗣 師から仏法の奥義を伝授された弟子。ここでは、息子であり、寺の跡継ぎ。

○ 去年壬午 文政五年。

○ 頌 頌歌。褒め称える歌。碑文は、対象者を称える頌歌と、対象者や建碑の経緯などを記す碑記からなる。ここでは頌歌の依頼というが、当然碑記も依頼内容に含まれる。

○ 執 同志の友人。

○ 及於物 実際に存在している事物に顕在することではないか。石碑に刻まれることを言う。

○ 祁祁 おだやかなさま。「詩経」大雅・韓弈に「諸娣從之、祁祁如雲（嫁入りの様子…花嫁の妹が侍女として付き従う、おだやかで静かで雲のようにたくさん的人数）」とある。

○ 永錫爾類 「詩経」大雅・既醉に「威儀孔時、君子有孝子。孝子不匱、永錫爾類（神からのお告げ…周王の威儀は甚だ時宜になうものだ、そうした君子には孝行な子が生まれよう。その孝行な子の後継はつきることなく続き、末永くこの国に類似するよきものを与え続けるだろう）」とある。ここでは雲室上人の篤い徳が、学問を志向しつづける上尾の子弟たちによい影響を与え続けていることを言う。

○ 文政癸未 六年。四月

○ 望 満月の日、陰暦で十五日前後。

○ 昭和四十五年 西暦一九七〇年。

○ 上浣 初旬。

○ 臨摹 手本を見て書き写す、あるいは手本の上に薄い紙を置いて透かして写す。ここ

では、劣化した石碑に紙をあてて上から透かし写したのだろう。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）

【雲室上人の名や出自】

雲室上人、諱は鴻漸、字は元儀、信州飯山の人である。

宝暦三年癸酉の歳三月五日、浄土真宗本願寺派の光蓮寺で生まれた。

光蓮寺は、武田信豊の子の、武田正善が創建したものである。上人はその十一世（十九世）である。

【上人の遊学と宇佐美瀧水門下での学び】

上人は生まれつき強くたくましい性質で、仏典以外の様々な典籍学問をも窮めたいと考えていた。

十七歳（二十一歳）のときに、江戸へ出て、宇佐美瀧水の門で儒学を学んだ。

その三年後、師匠の宇佐美が亡くなった。

【朱子学への転換】

雲室上人は、（徂徠学の宇佐美先生が亡くなり、これからの学問の道について）改めて考えた。

「わが日本においては、徳川の世になってから、朱子学が日に日に益々盛んに流行するようになってきている。つまり、この太平の世にあつては、朱子学に関わらないわけにはいかないだろう。そうであれば、学問をするものは、だれもが朱子学を学び修めるべきである。それなのに、朱子学を謗り否定するものは、正しい教化を妨害するやからと言わざるを得ない」と。

かくして（徂徠学の宇佐美門下から去り）、林大学頭正良公（鳳潭）の塾に遊学したのである。

【上尾来訪】

天明八年、上尾郷に来訪した。

郷党の山崎碩茂という人物を、同門として様々に学問を教授した。

【聚正義塾の企て】

その後、雲室は、碩茂、及び郷人の林豊、友光石応、白石素碩、山口其道、細井義路、井上常章、美濃部美貫、小松木奴、小川呉来、山崎既年、林篤、小川士慎、山崎興、清水清英、清水直正、高橋茂之、僧寿海、大崎八、及び山崎守礼らとあい謀り、私塾を建て郷党の子弟に教育を施すことを企てた。

このことは、昨年建てられた「二賢堂碑記」に詳しく書いてある。

【光明寺住職へ】

寛政四年に、江戸西久保の光明寺の住持となった。

諱を了軌、字を公範と改めた。

【隠居へ】

その後二十年（もしくは三十年）して、住持をあとつぎの証存に譲り、自らは隠居した。

【上尾再訪】

昨年（文政五年）、上尾を再訪した。そして上尾の地で、学問がますます盛んになって

いることをとても喜ばれた。

【生祠碑の企て】

ここに至り、上尾の郷党たちはともに謀り、雲室上人からの恩徳に報いるために、生祠を建てようと考えた。

【撰文の依頼】

そしてわたくし和氣に、碑文を書いてほしいと依頼してきた。

そもそも雲室上人は、私の父親の同志であり、友人である（私と縁故が深い）。

また、雲室が儒術を崇とんでいるという恩徳が、事物である石碑に記し及ぼされることを、とてもよいことだとうれしく思う。

そこで（非才にもかかわらず）彼らの依頼を辞退せず受けることとした。

【頌歌】

そこでつくった頌歌は以下の通り、

おだやかな純朴な郷の子弟達、学問に向かっていて道を外れることはない。

これは雲谷上人の篤い徳が、彼らにより影響を与え続けているためだ。

【記事】

文政癸未の年、四月十五日、江戸の和氣行蔵が撰文し、あわせて書し、さらに篆額を揮毫した。

【追記の記事】

昭和四十五年、庚戌の歳、四月上旬、光苑市川芳雄が臨摹した。

石工は大塚裕康。

### 三．資料

(一) 「新編武蔵風土記稿」(文政十三(一八三〇)年) 卷之百四十六足立郡之十二

●上尾領

◎上尾宿

…神社

○太神宮

「宿内の鎮守なり、神體は小鍬二挺あり、御鍬太神宮と唱ふ、其故は萬治の頃いづくよりか鍬祭りと唱へ、鍬二挺を打違ひに結び、白幣をさし、車に載せて引來りしを土地の童子等よりつどひ、囃子あるき當宿に至りしが、其後誰とて持行べきものなく、今の本陣役宮内が庭にをきしを、こゝに勸請し、彼鍬を神體とせし故に御鍬の名ありといひ傳ふ、則本陣役宮内の持なり、」

○天神社

「前社の境内にはあれど末社にはあらず、此村に住める山崎武内碩茂といへるもの、天明八年朱文公を相殿とし、二賢堂と號す、義學のさまになぞらへ農民の子弟を教へはげませり、然りしより釋奠の意にて、毎年冬至に祭義など行へり、彼武平次は郷士にして、世々免除の田地もありと云、持同じ、」

(二) 「武蔵国郡村誌」(明治十五(一八八二)年) 卷之十四

◎上尾宿

・神社

○鍬神社

「平社暨六十一間横十一間二分面積六百八十四坪宿の西南税地にあり豊鍬入姫命を祭る祭日一月五月九月共に十五日風土記に太神宮に作る」(以下風土記を引用)

・古跡

○二賢堂跡

「宿の西南にあり天明の頃宿内の学生山崎武平次なるもの市川寛釋雲室其他の諸儒を聘し義学を起し子弟を教授す其内に朱文公菅公を合祀し二賢堂と称し毎年冬至に祭礼を行ひしか漸々衰へ竟に廃絶す」(以下風土記を引用)

#### 四・主な参考資料

##### ① 拓本

・茅原東学「上尾郷二賢堂碑記と雲室上人生祠碑頌」「書苑」十卷第八号(一九一九)

##### ② 翻刻

・加藤玄智『本邦生祠の研究』(一九三二)

・「埼玉史談」第五卷第一号(一九三三)

・「埼玉県教育史金石文集」(一九六七)

##### ③ 論文など

・茅原東学「上尾郷二賢堂碑記と雲室上人生祠碑頌」「書苑」十卷第八号(一九一九)

・渡邊刀水「雲室上人」「伝記」伝記学会、三卷五号、一九三六、『渡辺刀水集』一(青

裳堂書店、一九八五)所収)

・「埼玉縣史」第六卷第八章学事第四節縣内の私塾「聚正義塾」(一九三七)

・「上尾市史」第三卷(資料編近世二)「雲室随筆(鈔)」(一九九五)

・同 第六卷(通史編上)第七章第三節一「郷学聚正義塾の開設」(二〇〇〇)

・同 第九卷(別編二金石・文化財)(一九九九)

以上

二〇二五年五月 薄井俊二訳す